北区機能訓練室

まずはお電話でご相談ください

訓練生募集のご案内

年4回募集(4月・7月・10月・1月開始)

高次脳機能障害、軽度の若年性認知症と診断された方の機能訓練を行います。

ご利用できる方

下記の条件をすべてみたす方。

1. 北区在住
2. 利用開始時 18歳～64歳の方
3. 脳血管疾患、外傷等の中途障害で高次脳機能障害と診断された方、または軽度の若年性認知症と診断された方
4. 発症・受傷から6か月以上経過している方
5. 医療機関でのリハビリが終了し、地域でのリハビリが必要と医師が認めた方
6. 原則として自己通所が可能な方

※障害者手帳の有無は問いません

利用までの流れ

初回相談【要予約】
↓
見学・体験【要予約】
↓
申請書・主治医意見書の提出
↓
判定会議(6月・9月・12月・3月)
↓
承　認
↓
高次脳機能障害訓練の開始

仲間と一緒に地域で訓練をはじめましょう。

訓練内容

高次脳機能障害訓練

脳損傷・若年性認知症による様々な障害に対して専門のスタッフが、一人ひとりの目標に向けて個別やグループで訓練をおこないます。

期　間　2年以内

利用料　原則無料。外出費など実費がかかる場合もあります。

お問い合わせ・ご相談

北区立障害者福祉センター
事業係　機能訓練室
〒114-0032 東京都北区中十条1-2-18
電　話 03(3905)7121　FAX 03(3905)7116
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始を除く）

北区立障害者福祉センターへの交通機関

電車	JR埼京線	十条駅南口下車	徒歩10分
	JR京浜東北線	東十条駅南口下車	徒歩10分
	JR京浜東北線	王子駅北口下車	徒歩12分
	東京メトロ南北線	王子駅下車	徒歩12分
バス	国際興業バス	王子駅行きまたは赤羽駅西口行き 南橋バス停下車すぐ	
	コミュニティバス	王子・駒込ルート 障害者福祉センターバス停下車すぐ	

令和7年10月発行